

Q

～養子縁組による相続税の税効果パートII～

私（五十嵐達夫 85歳）は、相続税対策の一環として、私の長男の子（孫）と養子縁組したいと考えています。第44話の相談手帖を読んだのですが、養子縁組についてより具体的な数字で注意すべき事項を教えてください。私の遺産総額は1.8億円で、対策前の法定相続人は長男と次男です。

A

解説① 相続税法上の養子のメリット

孫と養子縁組する税務上のメリットは次の通りです。相続税の計算においては、法定相続人が多ければ多いほど基礎控除の額が増えるとともに非課税の枠が広がり、さらに、累進税率が緩和され、結果として相続税の負担が少なくなります。

【節税メリット】

- ① 基礎控除額の枠が増える。
(一人当たり600万円)
- ② 死亡保険金等及び死亡退職金等の非課税枠が増える。
(一人当たり500万円)
- ③ 相続税の計算上、累進税率を低く抑えることが可能。

(相続税シミュレーション)

単位:千円

相続人の数	2人(長男・次男)	3人(長男・次男・孫)
遺産総額	180,000	180,000
基礎控除額	42,000	48,000
課税資産額	138,000	132,000
相続税	27,400	20,400

【図解】



1名相続人が増えるだけで
税額に700万円の
差額が出ます!!

解説② 民法における養子縁組の注意点

① 兄弟間等で遺産分割協議について争いが生じる恐れがあります!!

五十嵐さんの場合、養子縁組をすることで、長男家族の法定相続分は3分の2に上がり、次男の法定相続分は3分の1に減少します。この法定相続分の格差によって、兄弟間のトラブルが生じないように事前の合意をお勧めします。

② 孫が未成年である場合

未成年者が遺産分割協議に参加する場合、特別代理人を選任する必要があります。特別代理人が選任された場合、分割行為は家庭裁判所の管理下におかれます。つまり、この場合、家庭裁判所の許可を得ずに勝手に分割することはできないということを確認しておいてください。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F
TEL: 0120-985-556 URL: www.aoba-atm.com/

セカンド・オピニオン
受付中